

目 次

1.	海老名中学校P T A規約	2
2.	海老名中学校P T A細則	7
3.	海老名中学校P T A 個人情報保護規程…	1 0

海老名中学校P T A規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、海老名中学校父母（P）と教職員（T）の会（略称海老名中学校P T A）と称し、事務所を海老名中学校に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、父母と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。

- （1）よい父母、よい教職員になるよう努める。
- （2）家庭と学校の緊密な連絡によって生徒の生活を指導する。
- （3）生徒の生活環境をよくする。
- （4）公教育費の充実に努める。
- （5）生徒の教育環境の整備に努める。

第3章 方 針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針にしたがって活動する。

- （1）生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関に協力する。
- （2）特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- （3）この会、又はこの会の役員の名で公私の選挙候補者を推薦しない。
- （4）学校の人事、その他管理に関する事項には干渉しない。

第4章 会 員

第5条 この会の会員となることの出来るものは次の通りとする。
またこの会の会員は入会と退会の権利を有する。

- （1）海老名中学校に在籍する生徒の父母又はこれに代わるもの
- （2）海老名中学校の教職員及び事務職員

第6条 この会の会員は、会費を納めるものとする。会費については細則で定める。

第7条 会員は、全て平等の権利と義務を有する。

第8条 この会は、海老名市、神奈川県、日本P T A全国協議会の会員となる。

第5章 経 理

第9条 この会の活動に関する経費は、会費・寄附金及びその他の収入によって支弁する。

第10条 この会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行う。

第11条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 組 織

第13条 この会の組織は、次のとおりとする。

- (1) 役員
- (2) 会計監査委員
- (3) 運営委員
- (4) 常置委員及び臨時委員
- (5) 地区委員

第14条 この会の議決機関は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会

第7章 総 会

第15条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第16条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

定期総会は年1回開催するものとし、年度の初めに開催する。

臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上の要求があったとき開催する。

総会の議長は役員及び役員候補者を除く全会員の中から互選により選出する。

定期及び臨時総会の開催にあたっては、書面による議決権の行使により行うことができるものとする。

第17条 総会は、会員の5分の1以上の出席又は書面の提出がなければ、その議事を開き議決することは出来ない。出席会員数の確認にあたっては、委任状の提出をもって出席とみなす。

第18条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第8章 役 員

第19条 この会の役員は、次のとおりとする。

会 長	1名
副会長	2名
書 記	2名
会 計	2名

ただし、海老名市PTA連絡協議会の会長当番校に当たる年度は、この限りではない。また、書記及び会計1名は教職員から選出するものとする。

第20条 役員は、相互に意見を交換し、この会の運営、活動の基本を検討する。

第21条 役員は、他の役員及び会計監査委員を含むいかなる委員を兼ねることは出来ない。

第22条 役員は、会員中より選出され、総会の承認を得て任命される。役員の選出は年度の終了前に行う。

役員の選出方法については、細則で定める。

第23条 役員の任期は、1年とする。ただし、役員の職について再選1回を妨げない。なお転勤等やむをえない場合の時は、この限りでない。

役員は引き続いて他の役員に選出されることが出来る。

第24条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を総括し、総会、運営委員会、全体委員会を招集する。
- (2) 会長は、役員を選出する目的で開く会合及び会計監査委員の集会を除く全ての集会に出席し、意見を述べる事が出来る。
- (3) 会長は、他の役員の意見を聞いて、常置委員会の委員を委嘱する。
- (4) 会長は、運営委員会の承認を得て、臨時委員会の委員を委嘱する。
- (5) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (6) 書記は、議事ならびに重要事項を記録し、会長の指示によりこの会の庶務を行う。
- (7) 会計は、この会の会計事務を処理し、会計監査を経て、総会において決算を報告する。

第9章 会計監査委員

第25条 この会の経理を監査するために2名の会計監査委員を置き、任期は1年とする。

第26条 会計監査委員は、会員中より選出し、総会の承認を得て決定する。会計監査委員の選出方法については細則で定める。

第10章 運営委員会

第27条 運営委員会の構成は、次のとおりとする。

本部役員、常置委員会の正副委員長（ただし、地区委員会については委員会の委員）、校長及び教頭。

第28条 運営委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) この規約に定められているものの他、各種委員会の権限以外のこの会の運営に関する案件を処理し、各種委員会の連絡調整にあたる。
- (2) 総会に提出する収支決算及びその他の議案ならびに議事日程の立案にあたる。
- (3) その他重要事項を審議処理する。

第29条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上の要求があったとき開催する。

第30条 運営委員会の議長は、構成員の中から互選により選出する。

第31条 運営委員会は、構成員の3分の1以上の出席がなければ、会議を開き議決

することが出来ない。議決は出席者の過半数とする。

第32条 運営委員会は、審議事項に関する意見を聞くために構成員以外の会員の出席を求めることが出来る。

第11章 常置委員会及び臨時委員会

第33条 この会の活動に必要な事項について調査、研究、立案をするために常置委員会を置く。

第34条 常置委員について必要な事項は細則で定める。

第35条 特別な事項について必要があるときは臨時委員会を設けることが出来る。

第36条 臨時委員会について必要な事項は細則で定める。

第12章 地区委員

第37条 この会と地区との連絡にあたるため地区委員を置く。

地区委員について必要な事項は細則で定める。

第13章 全体委員会

第38条 各種委員会の連絡交流及び会の運営に協力するために全体委員会を開くことが出来る。

全体委員会は、会長がこれを招集する。

全体委員会について必要な事項は、細則で定める。

第14章 表彰及び慶弔

第39条 役員又は役員として勤め、運営委員会が功績ありと認めた場合は退任の際これを表彰することが出来る。

前項のほか、運営委員会が功績ありと認めた場合はこれを表彰することが出来る。

第40条 会員又はこの会に関係あるものの慶弔その他の事柄に際して、慶弔の意を表することが出来る。

(1) 会員及び在籍生徒の死亡の場合、香典5千円

(2) 役員・教職員及びその配偶者と両親、実子の死亡の場合、香典5千円

第15章 事業年度

第41条 この会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16章 細 則

第42条 この会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。

第43条 運営委員会は細則を制定又は改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第17章 個人情報の取り扱い

第44条 個人情報の取り扱いについては、別に定める。

第18章 改 正

第45条 この規約の改正は、運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上の要求があつたときに総会に提案するものとする。

第46条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することが出来ない。

附 則

本規約は昭和29年11月26日制定

本規約は昭和37年4月21日一部改正

本規約は昭和38年5月4日一部改正

本規約は昭和40年4月19日一部改正

本規約は昭和44年4月26日一部改正

本規約は昭和46年4月27日一部改正

本規約は昭和50年5月12日一部改正

本規約は昭和51年5月8日一部改正

本規約は昭和52年4月23日一部改正

本規約は平成10年4月18日一部改正

本規約は平成13年4月24日一部改正

本規約は平成28年4月22日一部改正

本規約は平成31年4月19日一部改正

本規約は令和02年4月17日一部改正

本規約は令和05年11月24日一部改正・令和06年4月1日適用

海老名中学校PTA細則

第1章 会費

- 第1条 会費は、1会員（1世帯）につき月額200円とする。
- 第2条 会費の徴収は会員名義の指定口座からの自動振替により納入することを原則とする。ただし特別の事情がある場合には協議の上、他の方法により納入することを妨げない。
- 第3条 会費の徴収は年1回一括納入とする。その時期は次のとおりとする。
毎年………4月～7月
- 第4条 年度途中の転入、転出による会費の徴収は1ヶ月を単位として計算する。
- 第5条 中途転入者の会費は転入の翌月分から、中途転出者の会費は転出の月まで徴収するものとする。ただし、転出者への返金は請求によって行われる。

第2章 常置委員会

- 第6条 常置委員会として次の委員会を置く。
○広報委員会 ○校外委員会 ○地区委員会
- 第7条 常置委員会の委員は、会長がこれを委嘱する。
広報、校外委員会を構成する委員は地区委員による。
- 第8条 常置委員会の委員は、互選により正副委員長各1名を選出する。
- 第9条 委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第10条 常置委員会の任務は次のとおりとする。
- （1） 広報委員会
会員の意識向上をはかるため、この会の情報の伝達を行うと共に、必要に応じ地域社会ならびに関係諸機関、諸団体に対し、情報の伝達を行う。
- （2） 校外委員会
生徒の家庭生活、社会生活ならびに生徒相互の自主的集団生活を見守り地域の諸機関、諸団体と協力して、生徒の校外生活指導を支援していく。

第3章 臨時委員会

- 第11条 臨時委員会として次の委員会を置く。
- （1） 役員選出委員会
- （2） 予算委員会
- （3） 特別な事項につき、運営委員会が必要と認めた委員会
- 第12条 役員選出委員会の任務及び構成は次のとおりとする。
この会の役員及び会計監査委員を会員中より選出し、総会にはかる。役員選出委員会の構成は当該年度の地区長とする。
- 第13条 予算委員会の任務及び構成は次のとおりとする。

- (1) この会の次年度の収支予算案を審議する。
- (2) 予算委員会の審議を経た収支予算案は年度初めの総会に提出され、総会の承認を得なければならない。
- (3) 予算委員会の構成は次のとおりとする。
当該年度の本部役員、各常置委員会委員長、校長、教頭、次年度の本部役員候補者及び各常置委員会委員長候補者とする。
- (4) 予算委員会の開催は年度の終了前に行うよう努める。

第4章 地区委員

- 第14条 地区委員は、地区ごとの会員数、面積を考慮してこの会との連絡が緊密に行えるよう地区ごとに定数を定める。
- 第15条 地区委員に選出された委員の互選により、常置委員会の委員を選出する。
前項の常置委員会の委員の選出は、予算委員会が開催される以前に行うものとする。
- 第16条 地区ごとに委員の互選により地区長1名を選出する。
- 第17条 地区ごとに地区委員会を開催されるよう努め、委員相互の緊密な連絡をはかると共に地区の現状把握と会員意識の向上に努める。

第5章 全体委員会

- 第18条 地区委員は、この会において過年度に本部役員、地区委員を務めた会員以外から選出する。ただし、再選を妨げない。
- 第19条 全体委員会は、この会の運営活動に関する事項につき、運営委員会の審議に供する参考意見の聴取を行う。
- 第20条 全体委員会の構成は次のとおりとする。
本部役員、常置委員、校長、教頭、顧問。
- 第21条 全体委員会の開催は会長がこれを招集する。

第6章 改正

- 第22条 この細則は、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することが出来ない。

附 則 本細則は昭和52年4月23日制定
本細則は昭和55年3月18日一部改正
本細則は昭和56年3月19日一部改正
本細則は昭和58年3月15日一部改正
本細則は昭和63年4月16日一部改正
本細則は平成元年4月15日一部改正
本細則は平成3年3月6日一部改正

本細則は平成 10 年 4 月 18 日一部改正
本細則は平成 12 年 4 月 26 日一部改正
本細則は平成 14 年 4 月 25 日一部改正
本細則は平成 15 年 9 月 6 日一部改正
本細則は平成 28 年 4 月 22 日一部改正
本細則は平成 31 年 4 月 19 日一部改正
本細則は令和 5 年 12 月 2 日一部改正
本細則は令和 7 年 2 月 1 日一部改正

海老名中学校P T A 個人情報保護規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 個人情報の利用目的の特定等（第4条－第6条）
- 第3章 個人情報の取得の制限等（第7条－第8条）
- 第4章 個人データの第三者への提供の制限等（第9条－第10条）
- 第5章 保有個人データの開示、訂正・削除（第11条－第12条）
- 第6章 組織及び体制（第13条－第15条）
- 第7章 雑則（第16条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、海老名中学校P T A（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- （2） 保有個人情報 本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- （3） 本人 前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。
- （4） 役員 本会の役員会を構成する者をいう。
- （5） 運営委員 本会の運営委員会を構成する者（役員を含む）をいう。
- （6） 従業者 本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。

(責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(個人情報保護管理者)

第4条 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

2 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理及び保存並びに開示及び訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

3 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

(利用目的の特定)

第5条 本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決める。

(個人情報の収集)

第6条 本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお本会は、要配慮個人情報（思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報）については取得しないものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(個人情報の利用の制限)

第7条 本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の管理)

第8条 個人情報保護管理者は、個人情報の安全確保及び正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

(1) 紛失、破損その他の事故防止

- (2) 改ざん及び漏えいの防止
 - (3) 個人情報の正確性及び最新性の維持
 - (4) 不要となった個人情報の速やかな廃棄又は消去
- 2 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託する時は、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第4章 個人データの第三者への提供の制限等

(第三者への提供の制限)

第9条 本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 3 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者からの提供)

第10条 本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの

限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第5章 保有個人データの開示、訂正・削除

(個人情報の開示請求)

第11条 本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

(個人情報の訂正又は削除請求)

第12条 本会は、個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第6章 組織及び体制

(苦情の処理)

第13条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）については必要な体制整備を行い、苦情があった時は、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 苦情対応の責任者は、本会会長とする。

3 本会会長は、苦情対応の業務を運営委員に委任することができる。その場合は、

あらかじめ運営委員を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(漏えい時などの対応)

第14条 本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

2 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会長に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(研修)

第15条 個人情報保護管理者は、役員、運営委員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第7章 雑則

(雑則)

第16条 本規程の改廃は役員会を経て運営委員会の承認を受けて行う。

2 本規程の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月19日から施行する。